

第12次宮崎県職業能力開発計画の策定について

1 概要

(1) 策定の根拠

職業能力開発促進法（以下、「法」）

（職業能力開発基本計画）

第5条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

（都道府県職業能力開発計画等）

第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都道府県に置く審議会等）

第91条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

(2) 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

※第12次職業能力開発基本計画（厚労省策定予定）R8～（現計画R3～R7）

※宮崎県次期総合計画（アクションプラン）R9～（現計画R5～R8）

(3) 計画に定める事項

法第7条第2項

都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第5条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

法第5条第2項

職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

2 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 国が策定を予定している「第12次職業能力開発基本計画」に提示される実施目標や基本的施策を十分に踏まえながら策定する。
- (2) 「宮崎県総合計画」や、部門別計画である「みやざき産業振興戦略（R5～R8）」等との整合性を図る。
- (3) 宮崎労働局をはじめ、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部（以下「機構」という。）等の関係機関との意見交換、連携を図りながら策定する。
- (4) 今後5年間において県が実施すべき職業能力開発に関する施策等を明確にし、公共職業訓練や民間における職業訓練の推進を図るための基本となるべき事項を定めるものとする。

3 計画策定の進め方

- (1) 県内の職業能力開発等に関する実態を把握するため、職業能力開発ニーズ調査を実施（令和7年度）
- (2) 第12次宮崎県職業能力開発計画で取り組むべき課題の抽出、施策の方向性の検討及び確認
- (3) 令和8年4月までに関係各所（県庁内関係各課、宮崎労働局訓練課、機構等）との意見調整を行う。その後、審議会での審議を行い、事務局において骨子案を作成。その後、計画素案を作成し、パブリックコメントを実施。
- (4) (3)での検討内容やパブリックコメント等を踏まえ、事務局において計画案を作成、審議会での審議を経て、答申、計画策定。

4 次期計画策定スケジュール（予定）

【令和7年度】

- | | |
|--------|--|
| 令和7年8月 | 第1回審議会（今回） <ul style="list-style-type: none">・第11次計画の進捗状況報告・職業能力開発ニーズ調査の調査項目の検討 |
| 令和7年9月 | 職業能力開発ニーズ調査等（～1月） |
| 令和8年3月 | 第2回審議会（知事から諮問） <ul style="list-style-type: none">・ニーズ調査結果、第12次計画の方向性の検討等 |

【令和8年度】

- | | |
|--------|------------------|
| 令和8年4月 | 関係各所との意見調整 |
| 同 5月 | 第1回審議会（骨子案審議） |
| 同 7月 | 第2回審議会（計画素案審議） |
| 同 9月 | パブリックコメント（～11月） |
| 同 11月 | 第3回審議会（計画案審議） |
| 令和9年3月 | 審議会から知事への答申、計画策定 |

(4) 主な調査項目(第11次計画作成時のニーズ調査)

a 事業所	f 専修学校
<p>○事業所の所在地、業種、従業員数</p> <p>○求める人材 (従業員に求める能力、採用時に重視すること)</p> <p>○技能継承の取組</p> <p>○教育訓練の実施状況 (実施状況・効果等)</p> <p>○人材育成に関する行政への要望等</p> <p>○ジョブ・カードの認知</p> <p>○技能検定制度について (認知、資格取得への助成、優遇制度の有無)</p> <p>○障がい者の雇用について (雇用有無、雇用理由、今後の見込み、働く障がい者に望むこと等)</p> <p>○外国人の雇用について</p> <p>○職業能力開発施設の認知、利用有無</p> <p>○県立産業技術専門校(在職者訓練)</p>	<p>○学生への求職支援の取組</p> <p>○県立産業技術専門校について (どんな訓練科が必要か?)</p> <p>○委託訓練について (委託訓練の認知度、職業訓練の実施希望、困っていること)</p>
	g 就労支援サービス事業
	<p>○県立産業技術専門校高鍋校販売実務科について (どんな訓練が必要か?)</p> <p>○企業の障がい者雇用に対する取組や就業条件について</p>
b 大学3年生、短大1年生	h 専門校関連事業所
<p>○卒業後の進路希望 (希望職種、希望地:県内/外、その理由等)</p> <p>○あなたが考える「企業が求める人材」について</p>	<p>○求める人材像</p> <p>○技能継承の取組</p> <p>○採用企業が修了生を採用した理由、優れている点</p> <p>○専門校の在職者訓練 (認知度、どのような訓練が必要か?)</p>
c 高校2年生	i 事業主団体
<p>○将来の就職希望 (希望職種、希望地:県内/外、その理由等)</p> <p>○インターンシップについて(必要性、要望等)</p> <p>○県立産業技術専門校について (どんな訓練科が必要か?)</p> <p>○技能検定制度について (認知、技能者のイメージ)</p>	<p>○主催の教育訓練実施内容、今後重要と思われる訓練内容</p> <p>○構成企業が求める人材</p> <p>○構成企業の技能継承の取組</p> <p>○少子高齢化社会において、県内企業はどのような戦略に重点をおくべきか</p> <p>○県立産業技術専門校を充実させるために今後必要だと思われること</p>
d, e 中学・高校進路指導担当教諭	j 従業員
<p>○生徒の就職希望(業種、地域:県内/外)、勤労観・職業観等</p> <p>○県立産業技術専門校について (認知、生徒への紹介有無、その他要望等)</p>	<p>○事業所に求められる人材能力</p> <p>○事業所内の研修・教育訓練の状況</p> <p>○希望する教育訓練 (実施方法、内容、問題点)</p>

(5) 今回の調査について

- ・基本的には前回調査時の項目を継続する。
- ・現在の社会情勢を踏まえ、設問内容の一部見直しを行う。

6 本県の職業能力開発に関するヒアリング調査の実施検討

実効性の高い第12次計画の策定をめざし、県内事業所等の生の声を聞き取るヒアリング調査を実施検討する。

実施主体は事務局とし、実施方法、実施の対象、ヒアリングの内容等は関係機関のご意見を伺いながら進めたい。